

成年年齢

20歳 → 18歳

令和4年度から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。「成年（成人）」である18歳になったらできること、20歳を迎えないとできないことを確認しましょう。併せて、高橋町長から新成人の皆さんへのメッセージも紹介します。

18歳になったらできる

- ・親の同意なしでの携帯電話やローンの契約
- ・10年有効のパスポートの取得
- ・医師免許や公認会計士などの国家資格の取得
- ・女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳で結婚可能
- ・性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けること など

20歳になるまでできない

- ・飲酒・喫煙
- ・競馬の馬券など、公営ギャンブルの投票券の購入
- ・養子を迎えること
- ・大型・中型自動車免許の取得など

晴れて成年を迎えられた皆さま、おめでとうございます。また、これまで愛情深く見守られてきたご家族をはじめとする皆さまにおかれましては、感慨深いことと存じます。

民法改正に伴い、4月1日から成年年齢が満20歳から満18歳へと引き下げられました。今年度18歳、19歳、20歳を迎える皆さまは、これから社会のさまざまな場面で“大人”として扱われ、これまで親の同意が必要だったことが、同意なしで判断し、決定することができます。自己決定できる機会が増えるということは、社会参加を促進し選択の幅が広がり、ひいては皆さまのよりよい未来の選択につながることを思います。

一方で、自身で決定するということは、自身の選択に責任を持つということでもあります。

未成年者は、親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた「未成年取消権」によって、取り消しを行えますが、成年になる皆さまはこの権利を行使できません。

また、詐欺などの消費者被害拡大も懸念されます。契約などの決定には、正しい知識や情報を蓄え、慎重に判断いただきたいと存じます。

本町は、豊かな自然に囲まれながらも、住みよい町へ変化しており、大きな転換の時機を迎えています。これから、さらなる発展を目指す本町は、その一翼を担っていただける若い力の参画を求めていますので、成年を迎えられます皆さまの御活躍を祈念し、私からのメッセージとさせていただきます。

令和4年5月 矢巾町長 高橋昌造

町は成人式の対象年齢を引き続き20歳とし「^{はたち}二十歳のつどい」を開催します。詳細は決まり次第、広報やはば、町ホームページなどで紹介します。

▼問い合わせ 役場文化スポーツ課生涯学習係（町公民館内 ☎ 697-2161）